

料金改定に関する経過措置について

水道料金の料金改定は、原則として令和2年4月1日以降に検針した分の料金から新料金に改定されますが、3月31日以前から継続してご使用のお客様には下記の経過措置が適用されます。

● 3月31日以前からご使用のお客様

◎令和2年5月検針分の料金から新料金が適用されます。

検針月	令和2年					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
4月検針分 (旧料金)		ご使用期間 →	検針			
5月検針分 (新料金)			ご使用期間 →	検針		

● 4月1日以降にご使用のお客様

◎令和2年4月検針分の料金から新料金が適用されます。

検針月	令和2年					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
4月検針分 (新料金)			ご使用期間 → 検針			
5月検針分 (新料金)			ご使用期間 →	検針		